

「土地改良区等検査実施要項」の一部改正について

令和6年3月  
農林水産省  
大臣官房検査・監察部

I 改正概要

1 土地改良区規約例の一部改正に伴う改正

理事会の付議事項を定める規定に、毎月末の現預金残高と現金預金出納帳（単式簿記方式の場合は金銭出納簿。以下同じ。）の照合の結果が報告事項として追加されたことに伴い、検査着眼事項に追加する。

【該当箇所】

- ・別記様式6 土地改良区検査着眼事項
- ・別記様式7 土地改良区連合検査着眼事項

2 「土地改良区の会計細則例の制定について」、「土地改良区会計検査指導基準について」及び「単式簿記方式を継続して貸借対照表を作成する土地改良区の指導要領の制定について」の一部改正に伴う改正

- (1) 会計主任等及び会計帳簿等の管理を定める規定に、預金通帳を保管する者とは別の者が金融機関に対する届出印を保管することが追加されたことに伴い、所要の改正を行う。
- (2) 残高の照合を定める規定に、以下の事項が追加されたことに伴い、検査着眼事項に追加する。
  - ① 会計主任は、毎月末に会計担当理事から現預金残高と現金預金出納帳の照合の確認を受けた旨の書類を作成するとともに、会計担当理事と当該書面に署名すること。
  - ② 会計主任は、毎月末の現預金残高と現金預金出納帳の照合の結果について、①の書面を添えて理事会で報告すること。

【該当箇所】

- ・本文 第7の1 (1) ⑤
- ・別記様式6 土地改良区検査着眼事項
- ・別記様式7 土地改良区連合検査着眼事項

3 その他

所要の改正を行う。

## II 施行時期

令和6年4月1日